

(案)

農業経営基盤の強化の促進に関する

基本的な構想

令和 年 月

福岡市

目 次

第 1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
第 2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	4
第 3	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	4
第 4	第 2 及び第 3 に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項	5
第 5	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	8
第 6	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	9
第 7	その他	15
別紙 1	（第 2 関係） 営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	
別紙 2	（第 3 関係） 営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	

第 1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 福岡市の農業の現状と振興の方向

福岡市では、野菜や花きを主体とした都市型農業が営まれており、市民に新鮮で安全な農産物を提供している。福岡市の農業は、食べ物がおいしく、自然が近いという福岡市の魅力を支え、観光客の集客にも大きく貢献している。また、農地は生物多様性や生態系の保全、洪水防止機能などの水源かん養機能、防災空間の確保、大気の浄化、良好な景観の形成など多面的な機能を有しており、市民に潤いと安らぎをもたらしている。

福岡市においては、持続可能な農業を未来へ引き継ぐために、人口 167 万人を超える大消費地を擁し、都市部と自然豊かな地域とが隣接する福岡市の特性を活かした農業施策に取り組んでいくことが必要である。

農業生産を行うためには、農業用施設・機械や農地といった生産基盤を維持・整備する必要があることから、農業用施設・機械の確保に取り組むとともに、農地の保全・活用を図ることで、農業生産に必要な基盤を整えていく。

また、農業が続いていくためには、農業経営を後押しし、安定化を図るほか、担い手となる農業者を確保することが必要であることから、生産性向上・収入確保などにより、農業経営の安定化を図るとともに、担い手の確保に取り組んでいく。

2 福岡市の農業構造、担い手の現状

福岡市の農業従事者数は、高齢化の進行や後継者不足などを背景とし、年々減少の傾向にある。農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 12 条の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）などの中核的農業の担い手も減少傾向にある。

また、本市の農家は、その大部分を兼業・小規模農家が占めており、兼業・小規模農家から経営規模の拡大を志向する農家への農地の流動化はこれまで顕著な進展をみないまま推移してきたところである。

他方、中山間地域等の生産条件が不利な地域においても、農業就業人口の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地で遊休農地が発生していることから、これを放置すれば担い

手に対する利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

3 効率的かつ安定的な農業経営を担う人材の育成・確保の考え方

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の育成

市は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね 10 年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、市及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者 1 人当たり 460 万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者 1 人当たり 1,900 時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成

市は、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要があることから、将来（農業経営開始から 5 年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

新たに農業経営を営もうとする青年等については、本市及び周辺地域の優良な農業経営の事例や他産業従事者と均衡する年間労働時間（主たる従事者 1 人あたり 1,500 時間以上）の水準を達成しつつ、農業経営開始から 5 年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（主たる従事者 1 人あたりの年間農業所得 270 万円程度（夫婦で営農する場合は 360 万円程度））を目標とする。

(3) 福岡市の農業振興

市は、将来の農業を担う農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業（法第 4 条第 3 項）その他の措置を総合的に実施する。ま

ず、市は、農業協同組合、農業委員会、普及指導センター等が十分なる相互の連携の下で集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。さらに、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれら周辺農家に対して、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。次に、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、農業上の利用が行われる農用地等の区域における農業経営基盤強化の促進に関する計画である地域計画を定め、その中で地域の農業の将来の在り方や目指すべき将来の農用地利用を目標地図として明確化し、その実現に向けて、農地中間管理機構による農地中間管理事業及び特例事業を通じて農用地について利用権の設定等を促進し、農用地の効率的かつ総合的な利用を推進する。

特に、遊休農地については、今後遊休農地となるおそれがある農地を含め、認定農業者及び法第14条の4の規定による青年等就農計画の認定を受けた青年等（以下「認定新規就農者」という。）への利用集積を図るなど、積極的に遊休農地の発生防止及び解消に努める。

また、集落営農組織や受託組合といった生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農業生産法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、必要に応じて法人形態への誘導を図る。

特に、農地所有者個々の努力による耕作等の維持継続が困難であり、かつ認定農業者等の農地の担い手を有しない地区においては、農地の一体的管理を行う主体として当面集落を単位とした生産組織の育成を図り、必要に応じて当該組織全体の協業化・法人化の推進を図る。

さらに、市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や地域計画の更新に当たっての話し合いの場等への参加を呼びかける等、農業振興へ向けた女性農業者の積極的な参画・協力を促進する。なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他兼業・小規模

農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

また、これらの取り組みについては、地域の農業の将来の在り方や目指すべき将来の農用地利用を明確化した地域計画と整合が取れるよう推進する。

特に法第 12 条の農業経営改善計画の認定制度、法第 14 条の 4 の青年等就農計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による認定農業者・認定新規就農者への農地集積・集約など、市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

(4) 関係機関との連携

市は、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象とした、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び研修会の開催等を農業協同組合及び普及指導センターと連携を図りつつ推進する。

第 2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第 1 に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に展開している優良事例を踏まえ、本市における主要な営農類型について示すと別紙 1 のとおりである。

第 3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第 1 に示したような目標を可能とする青年等が目標とすべき農業経営の指標として、市における主要な営農類型についてこれを示すと別紙 2 のとおりである。

第4 第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

福岡市の特色ある優れた品質の農畜産物を安定的に生産し、本市農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、福岡県農業経営・就農支援センター（福岡県農林水産部経営技術支援課及び後継人材育成室に設置）、普及指導センター、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地や農業用機械・施設の取得などの支援、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、雇用労働力の導入などの支援に取り組む。

加えて、本市農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施等の支援を行う。

2 市が主体的に行う取組み

本構想の第1の「新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成」に掲げる目標を達成するため、引き続き積極的な取組みを進める。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組み

市に就農相談窓口を設置するほか、民間の就農相談会等のイベントに参加し、就農等希望者の相談への対応や就農に向けた情報提供を行うほか、農業研修等を実施し、新規就農者の育成・確保を行う。

また、就農相談の内容や新規就農者の情報について、農業委員会、普及指導センター、福岡県農業経営・就農支援センター、福岡県就農支援センター（公益財団法人福岡県農業振興推進機構（以下「県推進機構」という。）に設置）、農業協同組合等関係機関で情報共有を図り、連携した支援へつなげていく。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組み

① 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

市、普及指導センター、農業協同組合、農業委員会等で組織する福岡市担い手育成支援協議会（以下「担い手協議会」という。）及び福岡市農業指導センター等において、新規就農者について情報共有を図り、連携して就農から定着まで継続した支援を行う。

② 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、青年農業者で組織された青年農業者連絡会への新規加入を促し、青年農業者間の連携強化や相互研鑽を図るとともに、仲間を通じて地域との結びつきを強化する。また、法第 19 条に規定する地域計画作成・更新の際の地域での協議の場等を通じ、新規就農者を地域の農業者に紹介し、地域農業の担い手として地域全体で育成するとともに、必要に応じて地域計画の更新等の措置を講じる。

③ 経営力の向上に向けた支援

①に掲げる担い手協議会及び福岡市農業指導センター等による、経営管理・栽培技術等の研修会や先進地視察等の機会の提供により、きめ細やかな支援を実施していく。

④ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

市は、新たに農業経営を始めようとする青年等が本構想に基づく青年等就農計画作成し、新規就農者育成総合対策や青年等就農資金等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら確実な定着、経営発展ができるよう必要となるフォローアップを行うとともに青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

市は、県、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係機関と連携しつつ、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、就農後の定着に向けたサポート等を行う。

一般社団法人福岡県農業会議、県推進機構、農業委員会は新たに農業経営を始めようとする者や農業を担う者からの農地等に関する相談対応、情報の提供等を行う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

市は関係機関と連携して、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、県及び福岡県農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

また、農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、市の区域内において後継者がいない場合は、県及び福岡県農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。

第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標割合を令和13年度までに35%とし、効率的かつ安定的な農業経営を営む者への面的集積の割合が高まるように努める。

2 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

(1) 営農活動及び農用地の利用状況と今後の見通し

本市農業では、野菜、花きを主体とした都市型農業が営まれている。農地の7割を水田が占めている。

また、農業従事者数の減少や高齢化により、中山間地域等の生産条件が不利な地区において遊休農地の増加が懸念される。

(2) 将来の農地利用のビジョンとその実現に向けた取組方針、関係機関との連携等

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、県、農業委員会、県推進機構、農業協同組合等の関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、地域の農用地の利用集積・集約の対象者（農用地の引受け手）の状況等に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営へ資するよう、分散錯ほの抑制・解消に留意しつつ農地中間管理事業等を活用し、農地の利用集積・集約の取組みを促進する。その際、市は、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組みが効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、利用集積の進捗状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講ずる。

なお、農用地の効率的かつ総合的な利用を円滑に進める観点から、集落営農の組織化を促進する際は、既存の認定農業者等の規模拡大努力の成果に十分配慮するものとする。この場合、両者の間で、農用地の利用集積・集約に関して無用の混乱が生じないように、地域における話し合い活動の中で、十分な調整を行い、農地の保全等に取り組むこととする。

第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

市は、県が策定した「農業経営基盤強化の促進に関する基本方針」の「第6 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」に定められた方向に即しつつ、市農業の地域特性、即ち、施設園芸を中心とした農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- 1 地域計画推進事業
- 2 農地中間管理機構が行う特例事業の実施を促進する事業
- 3 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- 4 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- 5 その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

なお、ほ場整備事業の実施地区においては、高能率な生産基盤条件を活かすため、農地中間管理事業等の活用を図る。

また、中山間地域等においては、農用地利用改善事業をはじめとする営農組織の育成を推進し、農用地利用改善団体（法第23条第1項の認定を受けた団体をいう。以下同じ。）その他の営農組織の活動を活発化する。このことによって、担い手不足の下で多発している遊休農地の解消に努める。更に、市は、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 地域計画推進事業に関する事項

(1) 法第 18 条第 1 項の協議の場の設置の方法

市内 10 箇所で策定している地域計画の更新や策定していない地域での新たな策定を円滑に進めるため、協議の場の開催時期や開催方法の検討を行う。

① 協議の場の開催

幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する地域ごとに、当該地域の主要な農業者（農業委員、農地利用最適化推進委員、認定農業者等）の意見を聴取し、適切な時期に開催する。

なお、協議の場は、協議の進捗状況に応じて、開催するものとする。

② 開催に係る情報提供の方法

開催にあたっては、当該地域の主要な代表者や農業者（農業委員、農地利用最適化推進委員、認定農業者等）、関係団体による地域の担い手への周知に加え、集落営農法人の総会、農地中間管理事業の説明会等の既存の集まりを積極的に活用し、周知を図る。

③ 協議の場の参集範囲

農業者、福岡市、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構（地域推進員）、土地改良区、福岡県、その他関係者を基本とし、協議の内容を勘案し、適切に参集する。

④ 協議する事項

「当該区域における農業の将来の在り方」、「農業上の利用が行われる農用地等の区域」、「その他農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項」を基本とし、地域の実情に応じて鳥獣害被害防止対策の方針や保全・管理等に係る方針を適宜実施する。

⑤ 相談窓口の設置

協議の場の参加者等からの地域計画、協議の場の開催に係る問い合わせへの対応を行うため、相談窓口を福岡市農林水産局総務農林部内に設置する。

（２）第 19 条第 1 項に規定する地域計画の地域の基準

地域計画は、農業上の利用が行われる農用地等の地域について定める必要があるため、これまで人・農地プランの実質化等の取組が行われている地域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれることを原則とし、地域の担い手の経営範囲、地域の歴史的まとまりの経緯等を参考に、適切に設定する。

（３）その他第 4 条第 3 項第 1 号に掲げる事業に関する事項

① 地域計画の変更

地域計画の変更が必要となった場合は、変更の程度に応じて、協議の場の開催の可否、参集範囲について福岡市と関係団体等にて検討し、関係者の理解が得られるよう配慮する。

② 地域計画の進捗管理および実践

福岡市は、関係機関・団体と連携しながら、協議の場から地域計画の公表に至るまで適切な進捗管理を行うこととし、農地中間管理事業等による利用権の設定が、地域計画に基づいて行われているか毎年度確認を行う。

２ 農地中間管理機構が行う特例事業の実施の促進に関する事項

市は、県下一円を区域として農地中間管理機構の特例事業（以下「特例事業」という。）を行う県推進機構と連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって県推進機構が行う事業の実施の促進を図る。

市、農業委員会、農業協同組合は、県推進機構が行う中間保有・再配分機能を活かした特例事業を促進するため、県推進機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～20集落）とするものとする。

なお、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等から一の集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障を来さない限り、集落の一部を除外した区域を実施区域とすることもできる。

(3) 農用地利用規程の認定

- ① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱参考様式第6－1号の認定申請書を市に提出して、農用地利用規程について市の認定を受けることができる。
- ② 市は、①の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を市の公報により公告する。
- ③ ①、②の規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(4) 農用地利用改善団体の勧奨等

農用地利用改善団体は、法 26 条第 1 項の規定による、利用権の設定又は農作業の委託を行う旨の勧奨を行う場合は、農用地利用規程に基づき実施するものとする

(5) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 市は、農用地利用改善団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 市は、農用地利用改善団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、普及指導センター、農業委員会、農業協同組合、県推進機構等の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来の担い手に引き継ぐことが重要であるため、市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ① 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進に関すること
- ② 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成に関すること
- ③ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発に関すること
- ④ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化に関すること
- ⑤ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進に関すること

- ⑥ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定に関すること

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

5 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

市は、1 から 4 までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

- ① 市は、水田収益力強化ビジョン（経営所得安定対策等実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 経営第 7133 号農林水産事務次官依命通知）Ⅳの第 2 の 1 の（2）に基づき策定される水田収益力強化ビジョンをいう。）の実現に向けた積極的な取組みによって、水稻作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。
- ② 市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

市は、農業委員会、普及指導センター、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後 10 年にわたり、第 1、第 5 で掲げた目標や第 2、第 3 の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成

に資するための実現方策等について、関係者相互の協力の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、及び土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互の連携を図りながら協力するように努めるものとし、市は、このような協力の推進に配慮する。

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

- 1 この基本構想は、平成 19 年 6 月 18 日から施行する。

附則

- 1 この基本構想は、平成 22 年 5 月 31 日から施行する。

附則

- 1 この基本構想は、平成 26 年 9 月 29 日から施行する。

附則

- 1 この基本構想は、令和 4 年 4 月 25 日から施行する。

附則

- 1 この基本構想は、令和 5 年 9 月 29 日から施行する。

附則

- 1 この基本構想は、令和 年 月 日から施行する。

別紙 1（第 2 関係）

農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型
 ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

1 経営規模、生産方式

営農類型	経営規模		生産方式
	生産品目	作付面積・ 飼養数	
稲作	水稻	1,400 a	<資本装備> トラクター、田植機、コンバイン 他
	水稻 作業受託	1,100 a 300 a	<資本装備> トラクター、田植機、コンバイン 他
稲作＋麦	水稻 麦	800 a 700 a	<資本装備> トラクター、田植機、コンバイン、播種機 他
施設野菜	青ねぎ	250 a	<資本装備> パイプハウス、自動調整機、かん水施設、 防虫ネット、遮光シート、トラクター（整地機） 他 <その他> 計画的な周年出荷、播種の夏冬使い分け 年 3 回転
	いちご	20 a	<資本装備> パイプハウス、暖房機、自動換気、循環器、電照設備 二酸化炭素発生装置 他 <その他> 夜冷施設活用で作型分散、高設栽培導入による省力 化、棚式育苗、雨よけによる炭そ病対策
	トマト （礫耕栽培）	40 a	<資本装備> 鉄骨ハウス、暖房機、自動換気、 二酸化炭素発生装置 他
	しゅんぎく	110 a	<資本装備> パイプハウス、かん水施設、防虫ネット、 遮光シート、トラクター（整地機） 他 <その他> 土壌消毒の実施 年 6 回転

営農類型	経営規模		生産方式
	生産品目	作付面積・ 飼養数	
施設野菜	しゅんぎく ほうれん草	80a 60a	<資本装備> パイプハウス、かん水施設、防虫ネット、 遮光シート、トラクター（整地機）他 <その他> 土壌消毒の実施 しゅんぎくは年3回転、ほうれん草は年2回転
	しゅんぎく 小松菜	70a 80a	<資本装備> パイプハウス、かん水施設、防虫ネット、 遮光シート、トラクター（整地機）他 <その他> 土壌消毒の実施 しゅんぎくは年3回転、小松菜は年3回転
	ほうれん草 小松菜	110a 170a	<資本装備> パイプハウス、かん水施設、防虫ネット、 遮光シート、トラクター（整地機）他 <その他> 土壌消毒の実施 ほうれん草は年2回転、小松菜は年3回転
露地野菜	だいこん すいか	90a 90a	<資本装備> トラクター、播種機 他 <その他> 洗浄機は共同利用
露地野菜 +その他	キャベツ 水稻	200a 300a	<資本装備> パイプハウス、トラクター、移植機、 ブームスプレーヤー、かん水施設、乾燥機 他 <その他> キャベツと水稻の輪作キャベツ苗はハウス育苗
施設花き	バラ	30a	<資本装備> 鉄骨ハウス、ヒートポンプ、ロックウール施設、選花 機、冷蔵庫、遮光装置 他 <その他> ロックウール栽培年5回転
	ストック トルコギキョウ	50a 40a	<資本装備> パイプハウス、かん水施設、育苗施設、黄色灯 他 <その他> スtockは播種鑑別率の向上、トルコギキョウは冷房 苗による3～5月出しと6～8月出し

	菊（電照）	50 a	<資本装備> 鉄骨ハウス、電照施設、暖房機、かん水施設、 予冷機、一層カーテン 他 <その他> 年二度切り
	ガーベラ	30 a	<資本装備> 鉄骨ハウス、暖房機、かん水施設、トラクター <その他> 養液栽培
果樹類	甘夏柑	230 a	<資本装備> モノレール、動力噴霧器、防鳥ネット 他 <その他> 収穫後剪定、樹高切り下げによる収穫作業の効率化
果樹類＋ その他	ぶどう 水稲	100 a 300 a	<資本装備> かん水施設、トンネル施設、トラクター、乾燥機 他 <その他> 鳥害対策
酪農	経産牛 育成牛 子牛	34 頭 10 頭 10 頭	<資本装備> 成牛舎、育成舎、ふん処理施設、浄化槽、搾乳機械、 堆肥舎、トラクター 他 <その他> 稲わらを堆肥との交換
肉用牛	肥育牛 飼料作物	90 頭 150 a	<資本装備> 牛舎、ふん処理施設、浄化槽、飼料調製機、堆肥舎、 トラクター 他 <その他> 稲わらを堆肥との交換
養鶏	採卵鶏	7,000 羽	<資本装備> 育成舎、成鶏舎、堆肥舎、集卵機、集糞機、 自動給飼機、袋詰機 他

2 経営管理の方法

- ・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る
- ・青色申告の実施
- ・パソコン導入による経営管理の簡素化及び合理化の実施
- ・収支結果を基にした経営分析による経営計画の作成
- ・税理士等による経営診断の実施並びに経営改善
- ・収入保険への加入による経営安定

3 農業従事の態様等

- ・休日制（定休日）の導入
- ・常時雇用の確保
- ・農繁期や収穫・出荷期におけるパート・臨時雇用の確保
- ・家族協定の締結による就業制の導入
- ・作業環境改善による労働環境の快適化
- ・社会保険、労災保険等への加入による福祉の向上

別紙 2（第 3 関係）

農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型

ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

1 経営規模、生産方式

営農類型	経営規模		生産方式
	生産品目	作付面積・ 飼養数	
水稲	水稲 作業受託	820 a 210 a	<資本装備> トラクター、田植機、コンバイン、播種機 他
施設野菜	青ねぎ	190 a	<資本装備> パイプハウス、自動調整機、かん水施設、 防虫ネット、遮光シート、トラクター（整地機） 他 <その他> 計画的な周年出荷播種の夏冬の使い分け 年 3 回転
	いちご	15a	<資本装備> パイプハウス、暖房機、自動喚気、循環器、電照設備、 二酸化炭素発生装置 他 <その他> 夜冷施設活用で作型分散、高設栽培導入による省力化、 棚式育苗、雨よけによる炭そ病対策
	トマト （礫耕栽培）	30a	<資本装備> 鉄骨ハウス、暖房機、自動喚気、 二酸化炭素発生装置 他
	しゅんぎく	80 a	<資本装備> パイプハウス、かん水施設、防虫ネット、 遮光シート、トラクター（整地機） 他 <その他> 土壌消毒の実施 年 6 回転
	しゅんぎく ほうれん草	60a 40a	<資本装備> パイプハウス、かん水施設、防虫ネット、遮光シート、 トラクター（整地機） 他 <その他> 土壌消毒の実施 しゅんぎくは年 3 回転、ほうれん草は年 2 回転

営農類型	経営規模		生産方式
	生産品目	作付面積・飼養数	
施設野菜	しゅんぎく 小松菜	50a 60a	<資本装備> パイプハウス、かん水施設、防虫ネット、遮光シート、トラクター（整地機）他 <その他> 土壌消毒の実施 しゅんぎくは年3回転、小松菜は年3回転
	ほうれん草 小松菜	80a 130a	<資本装備> パイプハウス、かん水施設、防虫ネット、遮光シート、トラクター（整地機）他 <その他> 土壌消毒の実施 ほうれん草は年2回転、小松菜は年3回転
露地野菜	だいこん すいか	70 a 70 a	<資本装備> トラクター、播種機 他 <その他> 洗浄機は農業協同組合施設を利用
露地野菜 ＋その他	キャベツ 水稻	150 a 190 a	<資本装備> パイプハウス、トラクター、移植機（共同）、動力噴霧器、かん水施設、乾燥機 他 <その他> キャベツと水稻の輪作キャベツ苗はハウス育苗
施設花き	バラ	20 a	<資本装備> 鉄骨ハウス、ヒートポンプ、選花機、冷蔵庫、遮光装置 他 <その他> 土耕栽培年5回転
	ストック トルコギキョウ	30 a 30 a	<資本装備> パイプハウス、かん水施設、育苗施設、黄色灯 他 <その他> スtockは播種鑑別率の向上、トルコギキョウは6～8月出し

営農類型	経営規模		生産方式
	生産品目	作付面積・飼養数	
施設花き	菊（電照）	40 a	<資本装備> 鉄骨ハウス、電照施設、暖房機、かん水施設、予冷機、一層カーテン 他 <その他> 年二度切り
	ガーベラ	20 a	<資本装備> 鉄骨ハウス、暖房機、かん水施設、トラクター 他 <その他> 土耕栽培
果樹類	甘夏柑	170 a	<資本装備> モノレール、スピードスプレーヤー（共同）、防鳥ネット 他 <その他> 収穫後剪定、樹高切り下げによる収穫作業の効率化
果樹類＋その他	ぶどう 野菜	40 a 30 a	<資本装備> かん水施設、トンネル施設、トラクター、乾燥機 他 <その他> 鳥害対策
酪農	経産牛 育成牛 子牛	24 頭 6 頭 6 頭	<資本装備> 成牛舎、育成舎、ふん処理施設、浄化槽、搾乳機械、堆肥舎、トラクター 他 <その他> 稲わらを堆肥との交換

2 経営管理の方法

- ・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る
- ・青色申告の実施
- ・パソコン導入による経営管理の簡素化及び合理化の実施
- ・収支結果を基にした経営分析による経営計画の作成
- ・税理士等による経営診断の実施並びに経営改善
- ・収入保険への加入による経営安定

3 農業従事の態様等

- ・休日制（定休日）の導入
- ・常時雇用者の確保
- ・農繁期や収穫・出荷期におけるパート・臨時雇用の確保
- ・家族協定の締結による就業制の導入

- ・作業環境改善による労働環境の快適化
- ・社会保険、労災保険等への加入による福祉の向上

